

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の
一部を改正する規則（案）に対する意見と県の考え方

千葉県教育庁教育振興部教職員課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年2月2日（木）～3月3日（金）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
再授与申請がより容易になる方向性はよい。	
教員不足が叫ばれる中、更新制によって失効した免許については自動で有効としたり、或いは少なくとも手数料を無料にするなどしないと、再授与申請者、すなわち教員志望者が増えないのではないか。つまり、「提出書類の一部省略」以上の措置が必要と思われる。	教員免許更新制度により失効した免許状の取扱いについては、改正された教育職員免許法によって定められています。 手数料の無料化については、御意見として業務の参考にさせていただきます。